

身体的拘束等適正化のための指針（荒木脳神経外科病院 医療安全管理対策委員会）

（目的）

1. 医療法人光臨会では、令和 6 年診療報酬改定にて「医療機関における身体的拘束を最小化する取り組みを強化するため、入院料の施設基準に、患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないことを規定するとともに、医療機関において組織的に身体拘束を最小化する体制を整備することを規定する」を受け、患者の人権を尊重する「拘束をしない看護」の実践を目的として、本指針を制定する。

（身体拘束の定義）

2. 拘束の種類と範囲について以下の通り定める。

厚生労働省通知には、「身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体、又は衣服に触れる何かしらの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう」となっており、狭義の身体を拘束する行為のみならず行動を抑制する行為、制限する行為も含まれる。

（1） 身体的拘束にあたる具体例

- ア 徘徊しないように、車椅子や、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- イ 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ウ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む
- エ 点滴・経管栄養チューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る
- オ 点滴・頸管栄養チューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- カ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がってしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ク 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護着を着せる
- ケ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る
- コ 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる
- サ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する

（身体拘束についての考え方）

3. 利用者及び家族等への説明について当病院の考え方について以下の通り定める。

（1） 家族等より拘束の依頼があった場合

- ア「身体拘束」を前提とした入院の依頼があった場合は、患者及びご家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め、「転落予防」「怪我の予防」であっても「拘束

をしない看護」を目指すこと

イ「拘束をしない看護」の工夫をしても、転倒による骨折や怪我等の事故が発生する可能性はあるが、その方らしく活動的に生活する為に、「拘束しない看護」の取り組みをすること

(2) 緊急やむを得ず「身体拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、患者本人又はその他の利用者等の生命、身体を保護する為、一時的に「身体拘束」を行うことがある。

ア 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言う

イ 緊急やむを得ない場合とは、患者本人にとっての状態であり、病院側の状態ではない

ウ 一時的に身体拘束を行う場合とは、次の3点の要点をすべて満たした場合に限る

- ・切迫生：患者本人又は他の患者の生命・身体に危険がさらされている可能性が著しく高い
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外、看護方法がない
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(身体拘束を行う場合の手続き)

4. 身体拘束を行う場合の手続きについて定める

(1) 手続きの手順

ア 第一に他の代替策を検討する

イ 実施に当たっては、原因となる症状や状況に応じて、必要最小限の方法で行い、安全性、経過確認の方法についても、検討を行う

ウ 事前に院長（主治医）の判断を仰ぐ

エ 事前に家族等に連絡する

オ 主治医より身体拘束カンファレンスシートを作成し、本人及びご家族同意の下各部門より協働にて、カンファレンスシートを完成させる

カ 身体拘束実施期間中は、状況の記録を記載するとともに、時間毎のチェックも合わせて行い、解除時間の確認も合わせて行う

キ 身体拘束の必要な状況が解消した場合、すみやかに解除する

(身体拘束最小化チームの設置)

5. 病院内で、適切に身体拘束が行われているかどうかの確認のため、身体拘束最小化チームを設置する。

(1) 委員会の役割

- ア 毎月1回定期開催の委員会として、医療安全管理対策委員会にて、事例検討を行い、身体拘束の妥当性、記録記載等のチェックを行う（毎月の身体抑制実施患者数も報告する）
- イ 職員の新規入職時と毎年1回以上、身体拘束に関する研修を行い、身体拘束させない・しない風土づくりを実践していく
- ウ 万一身体拘束が疑われる・しなければならない事例が生じた場合、各部署から身体拘束の有無や実態について報告を受け、適切な手順のもと実施されているか聞き取り調査を行う
- エ やむを得ず身体拘束を行う場合、本指針3条(2)に準じて適正に行っているかどうかを調査する
- オ 当該委員会メンバーは病院長、診療統括部長、事務部長、看護部長、担当看護副部長、看護師長（主任）、リハビリ部長、食養部主任、診療情報管理室室長等とする

(閲覧に関する基本方針)

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) この指針について、法人のホームページに掲載する
- (2) 身体的拘束等の状況及び個別の状況については、患者及びご家族等からの求めに応じ、閲覧することが出来るものとする

(附則)

この指針は、令和7年4月1日より施行する